

## 医療法人社団 青寿会 武久病院 訪問リハビリテーション運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人社団青寿会武久病院（以下「当院」という。）が行う訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理運営に関して必要な事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の目的及び基本理念に基づき、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図り、その能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援に努める。また生活の質を重視した在宅療養が継続できるよう支援に努める。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、利用者の個人情報については、訪問リハビリテーションの提供以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または家族の了承を得ることとする。

### (従業者の職種及び員数)

第3条 事業に従事する職種及び員数は、次のとおりとする。

|   |       |      |
|---|-------|------|
| 1 | 管理者   | 1名   |
| 2 | 医師    | 1名   |
| 3 | 理学療法士 | 1名以上 |
| 4 | 作業療法士 | 1名以上 |

(令和5年 4月 1日現在)

### (従業者の職務内容)

第4条 従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者
  - イ 事業の運営管理の総括に関すること。
  - ロ 従業者の所掌業務の総括に関すること。

## 2 医師

- イ 利用者の診断、治療に関すること。
- ロ 利用者の健康管理並びに保健衛生の指導に関すること。

## 3 理学療法士

- イ 基本動作、移動動作能力検査及び理学療法の計画、実施、評価に関すること。
- ロ その他必要な身体能力の回復に係る指導に関すること。

## 4 作業療法士

- イ 作業能力検査及び作業療法の計画、実施、評価に関すること。
- ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関すること。

### (事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の評価
- 2 基本動作、応用動作及び日常動作訓練
- 3 高次脳機能障害の対応
- 4 精神活動の賦活
- 5 二次的合併症の予防・改善
- 6 介護方法指導・生活指導

### (営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間：午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 3 利用回数：1日1回、週3回を限度とする。

### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

事業の実施地域は、本庁圏域及び彦島圏域（離島を除く）、勝山・川中安岡支所管内とする。

### (利用料)

第8条 利用者の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスの場合は、1割の額（一定以上所得者の場合は2割または3割）とする。

(損害賠償)

第9条 サービスの提供にあたって、自己の責任により利用者について損害を与えた場合、又は守秘義務違反の場合は、賠償する責任を負う。ただし、利用者又はその家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができる。

(緊急時の対応方法)

第10条 職員は、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、医師の指示に従うとともに、緊急連絡先(利用者の家族)に連絡しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者(管理者)を選定する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(沿革)

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 平成26年 | 4月1日  | から施行 |
| 平成26年 | 8月1日  | 一部改正 |
| 平成27年 | 4月1日  | 一部改正 |
| 平成27年 | 8月1日  | 一部改正 |
| 平成29年 | 10月1日 | 一部改正 |
| 平成29年 | 11月1日 | 一部改正 |
| 令和2年  | 2月1日  | 一部改正 |
| 令和3年  | 4月1日  | 一部改正 |
| 令和4年  | 7月1日  | 一部改正 |
| 令和5年  | 4月1日  | 一部改正 |
| 令和6年  | 4月1日  | 一部改正 |